

水道料金納入通知書、口座振替対象者リストの紛失について

このたび、当町水道課職員が水道料金納入通知書6名分および口座振替対象者リスト3名分を紛失し、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

個人情報を保護すべき立場であるにもかかわらず、今回のような事故を起こしてしまい大変申し訳ございません。

今後は、全職員が個人情報の重要性について再度認識し、慎重を期して業務執行にあたってまいります。

令和2年2月3日

串 本 町

1 事故の経緯

令和2年1月27日、水道課職員が水道料金納入通知書、口座振替対象者リスト（以下「納入通知書等」と言います。）を提出するため金融機関の駐車場に公用車を駐車。

カバンから納入通知書等が入ったクリアファイルを取り出し、金融機関に向かおうとした際、強風にあおられ、水道料金納入通知書8名分、口座振替対象者リスト3名分を散乱させてしまい職場に報告。

職員4名で捜索を行い1名分の納入通知書を発見。翌日も引き続き捜索し1名分を発見したが、残りの納入通知書等を発見することはできなかった。

なお、1月27日に串本警察署に遺失物届を提出済。

2 調査方法及び状況

残った納入通知書等とシステム情報の照合により、紛失した納入通知書等がどなたのものかを確認し、1月28日～1月31日まで紛失してしまった方のご自宅を訪問して謝罪を行う。

3 漏えいした情報の内容

(1) 水道料金納入通知書

氏名、住所、お客様番号、水道使用年月、使用水量、水道料金

(2) 口座振替対象者リスト

氏名、水道使用年月、徴収番号、金融機関名、口座番号、引落金額、口座名義人

4 事故の被害状況

令和2年1月31日現在で被害は確認されていません。

5 事故の原因

個人情報に対する認識不足により、クリアファイルに入れて持ち運ぶという不適切な方法を選んだこと。

強風が吹き、雨が降る当日の気象状況を考慮せず、クリアファイルに入った納入通知書等をカバンから取り出し、車外に出て金融機関に向かったこと。

6 当面の対応策

串本町懲罰委員会において、今後職員の処分を検討。

7 再発防止策

個人情報の重要性を職員が再確認するため、情報セキュリティポリシーに関する研修を実施予定。

8 問合せ窓口

串本町水道課 0735-72-0082